

《トラブル事例》

副業・サイドビジネスとして注目されているアフィリエイト、ドロップ SHIPPING に興味を持ったので、「成功するネットビジネス」を謳う業者と「ウェブサイトの開設」「広告代行業務」「システム利用料」等を 100 万円で契約した。実際には作成されたサイトが簡素であったり、売れるための広告の工夫や期待していたサービスが無かったりで、全く利益が出なかった。

※1 英語でアフィリエイト(affiliate)は、提携する、加入する、ドロップシップ(drop-ship)は、産地直送するという意味

＜アフィリエイトのしくみ＞

- 1 自分の開設しているウェブサイト、ブログ等でスポンサー業者の商品やサービスの広告を行う
- 2 自分のサイトを通じて業者サイトにアクセスした件数や消費者が実際に購入することで広告報酬がもらえる

＜ドロップ SHIPPING のしくみ＞

- 1 スポンサー業者の商品やサービスの広告を行うサイトを自分で開設する
- 2 サイトを見た人から注文を受け付ける（ネットショップの運営）
- 3 商品の発送や在庫管理はスポンサーが実施する

相談員からのアドバイス

→「成功するネットビジネス」で特定利益が得られると誘引して、「ウェブサイトの開設」「広告代行業務」「システム利用料」で 100 万円負担（特定負担）させており、そのウェブを介しての業務であるので特定商取引法の「業務提供誘引販売取引」に該当します。

→**法定書面を受領した日から 20 日以内であればクーリング・オフができます。**また、事業者の側に不実告知又は威拍行為があり、消費者が誤認又は困惑してクーリング・オフを行わなかったときは、クーリング・オフ期限が延長されます。

→勧誘に際して事業者側の不実告知や重要事項の故意の不告知により消費者が誤認して行った契約の申込や承諾の意思表示は、取消しができます。

→最初に高額な商品を購入するものの業務が提供され収入が得られるのでクレジットでの返済も容易であると思っても、実際には思ったような収入が得られないこともあります。また、販売される商品が業務を行うに当たっての教材等でその教材等によって自己研修することを求めているような場合には、仕事の提供に当たって、契約者の能力が仕事を提供する能力に達していないなどとして、事業者が仕事の提供を渋るケースなども多く見られています。

→クレジット契約をしようとする場合は、クレジット会社は、加盟店が業務提供誘引販売取引業を一部でも行っている場合には、業務提供誘引販売取引に該当するか否かを確認するため、消費者に対する本人確認に際し、「販売契約（又は役務の提供契約）の締結に際して、仕事が提供される、又は、仕事があっせんされるという勧誘はありませんでしたか。」、「提供又はあっせんされた仕事の報酬で商品の代金を支払うつもりはありませんか。」と明示的に聞いて確認することが求められています。

クレジット会社には、販売業者から受けた勧誘の内容や受領した契約書面、パンフレットなどの内容をできる限り詳しく説明するようにしましょう。



(消費者庁イラスト集より)